木骨モルタル造のもの	二二
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五　一一
公衆浴場用のもの	
建物附属設備	
電気設備（照明設備を含む。）	六　一五
蓄電池電源設備	
その他のもの	
給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	一三　一五
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	
その他のもの	
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	一八　一〇
主として金属製のもの	
その他のもの	
構築物	
発電用又は送配電用のもの	三〇　二五
配電用のもの	
配電線	
地中電線路	
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	三〇
岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	二五
煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁	
その他のもの	
金属造のもの（前掲のものを除く。）	三〇　一五　一五
送配管	
鋳鉄製のもの	
鋼鉄製のもの	
水そう及び油そう	
鋼鉄製のもの	

車両及び運搬具	
特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）	五　四　四　三
消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	
モータースィーパー及び除雪車	
タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	
小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	
その他のもの	
その他のもの	
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	三　四　五
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	
その他のもの	
その他のもの	
乗合自動車	
前掲のもの以外のもの	四　五　六　七
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	
その他のもの	
貨物自動車	
ダンプ式のもの	
その他のもの	
その他のもの	
その他のもの	
自走能力を有するもの	
器具及び備品	
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	六
冷房用又は暖房用機器	
事務機器及び通信機器	五
電子計算機	
その他のもの	